

平成十七年法律第九十七号
郵政民営化法抄

目次

第一章 総則	（目的）この法律は、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社に的確に郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。）の経営を行わせるための改革（以下「郵政民営化」という。）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。
第二章 総則	第一条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。
第三章 基本方針	第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。
第四章 準備期間中の日本郵政公社の業務に関する特例等	第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策を確実かつ円滑に実施する責務を有する。
第五章 日本郵政株式会社	第四条 郵政民営化に関する施策についての基本方針は、この章に定めるとおりとする。 （公社の解散及び新会社の設立）
第六章 削除	第五条 公社は、平成十九年十月一日に解散するものとする。
第七章 日本郵便株式会社	第六条 郵政民営化に関する施策についての基本方針は、この章に定めるとおりとする。 （郵便局の運営）
第八章 日本郵便株式会社	第七条 郵便局の運営は、平成十九年十月一日に開始する。
第九章 郵便保険会社	第八条 郵便保険会社の運営は、平成十九年十月一日に開始する。
第十章 第一節 設立等（第九十四条—第九十七条）	第九条 郵便保険会社の運営は、平成十九年十月一日に開始する。
第十一章 第二節 承継に関する銀行法等の特例等（第九十八条—第一百二十二条）	第十条 郵便保険会社の運営は、平成十九年十月一日に開始する。
第十二章 第三節 移行期間中の銀行法等の特例等（第一百三条—第一百二十五条）	第十一条 郵便保険会社の運営は、平成十九年十月一日に開始する。
第十三章 第四節 移行期間中の業務に関する特例等（第九十条—第九十三条）	第十二条 郵便保険会社の運営は、平成十九年十月一日に開始する。
第十四章 第五節 雜則（第一百八十二条—第一百八十九条）	第十三条 郵便保険会社の運営は、平成十九年十月一日に開始する。
附則	第十四条 郵便保険会社の運営は、平成十九年十月一日に開始する。

第六条 前条第一項に規定する公社の解散の日以後、新たな郵便貯金及び簡易生命保険の取扱いは、行わないものとする。
第七条 従前の郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び簡易生命保険の管理に関する業務は、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（第六十二条第四項において読み替えて準
第八条 平成十九年十月一日において、日本郵政株式会社の発行済株式の総数は政府が、前項第二号から第五号までに定める株式会社の発行済株式の総数は日本郵政株式会社が、それぞれ保有するものとする。
第九条 公社の業務等の承継等

第十条 前条第一項に規定する公社の解散の日以後、新たな郵便貯金及び簡易生命保険の取扱いは、行わないものとする。
第十一条 従前の郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び簡易生命保険の管理に関する業務は、新たに設立する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（第六十二条第四項において読み替えて準
第十二条 平成十九年十月一日において、日本郵政株式会社の発行済株式の総数は政府が、前項第二号から第五号までに定める株式会社の発行済株式の総数は日本郵政株式会社が、それぞれ保有するものとする。
第十三条 公社の業務等の承継等

用する同条第二項、第八章第三節、第九章第三節及び第一百七十六條を除き、以下「機構」という。)に承継させるものとする。

3 前項に規定するもののほか、公社の業務その他の機能並びに権利及び義務(以下「業務等」という。)は、前条第一項各号に定める株式会社(以下「承継会社」という。)又は機構(以下「承継会社等」という。)に承継させるものとする。

4 公社の職員の雇用は、承継会社において確保するものとする。

(承継会社の再編成)

第六条の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(以下「平成二十四年改正法施行日」という。)に、その商号を日本郵便株式会社に変更するものとする。

2 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日に、郵便事業株式会社の業務等を合併により承継するものとする。

(新会社の株式)

第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、當時、三分の一を超えているものとする。

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響などを勘査しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡単な方法により郵便局で一体的に利用できるよう、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に發揮されるようにするものとする。

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い)

第七条の四 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間(第一百四条に規定する日又は第百三十四条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(情報の公表)

第八条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るために、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

(郵政民営化の推進及び監視に関する組織の設置)

第九条 準備期間(附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)及び移行期間における郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を設置するものとする。

第三章 郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会

第一節 郵政民営化推進本部

(設置)
第十条 内閣に、郵政民営化推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)
第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化の推進に関する総合調整に關すること。

二 郵政民営化の推進のために必要な法律案及び政令案の立案に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、郵政民営化に關する施策で重要なものの企画に關する審議及びその施策の実施の推進に關すること。

四 本部は、郵政民営化委員会が第十九条第一号又は第一百六十三条第五項の規定による意見を述べたときは、その内容を国会に報告しなければならない。

第十二条 本部は、郵政民営化推進本部長、郵政民営化推進副本部長及び郵政民営化推進本部員をもつて組織する。

(郵政民営化推進本部長)
第十三条 本部の長は、郵政民営化推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(郵政民営化推進副本部長)
第十四条 本部に、郵政民営化推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官、郵政民営化担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、郵政民営化に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十二条の特命担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(郵政民営化推進本部員)
第十五条 本部に、郵政民営化推進副本部員(以下「副本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

(幹事)
第十六条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(事務)
第十七条 本部に、郵政民営化委員会(以下「民営化委員会」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

(幹事)
第十八条 本部に、郵政民営化委員会(以下「民営化委員会」という。)を置く。

(所掌事務)
第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘査しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

2 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第六十三条第二項、第九十三条第二項、第百十条の二第三項、第百十二条第三項、第百六十六条第四項、第百十九条第二項、第百二十条第二項、第百三十八条の二第三項、第百四十二条第二項、第百四十四条第四項、第百四十七条第二項又は第百四十九条第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、郵政民営化に關する事項について調査審議し、その結果に基づく意見を述べること。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 民営化委員会は、この法律の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 本部長又は関係各大臣は、第一項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(組織)

第二十条 民営化委員会は、委員五人をもつて組織する。

(委員)

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

2 委員は、会務を總理し、民営化委員会を代表する。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第二十三条 民営化委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、民営化委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第二十四条 民営化委員会の事務を處理させるため、民営化委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置き、内閣総理大臣が任命する。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(資料の提出その他の協力の要請)

第二十五条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第三項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(第三節 雜則)

(設置期限等)

第二十六条 本部（民営化委員会を含む。次条において同じ。）は、移行期間の末日まで置かれるものとする。

2 移行期間の末日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二条第一項の規定にかかるらず、その日に満了する。

(主任の大臣)

第二十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(第五章 日本郵政株式会社)

(第一節 設立等)

第三十六条 総務大臣は、設立委員を命じ、日本郵政株式会社の設立に関する発起人の職務を行わせる。（設立）

4 3 2 設立委員は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。

4 3 2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数（日本郵政株式会社を種類株式発行会社（会社法第二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。以下同じ。）として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

2 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭の額をいう。）

3 資本金及び資本準備金の額に関する事項

5 日本郵政株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

6 前項の規定により割り当てられた株式による日本郵政株式会社の設立に関する株式引受け人としての権利は、政府が行使する。

7 公社は、日本郵政株式会社の設立に際し、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。

8 日本郵政株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十六条第五項の規定による株式の割当後」とする。

9 第七項の規定により公社が行う出資に係る金銭の払込みは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日に行われるものとし、日本郵政株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

10 日本郵政株式会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、日本郵政株式会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

11 公社が第七項の規定による出資によって取得する日本郵政株式会社の株式は、日本郵政株式会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

12 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、日本郵政株式会社の設立については、適用しない。

（準備期間中の追加出資）

第三十七条 日本郵政株式会社が平成十九年九月三十日までの間に発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、日本郵政株式会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 公社は、前項の規定による株式の引受けに際し、日本郵政株式会社に対し、金銭を出資するものとする。

3 公社が前項の規定による出資によって取得する日本郵政株式会社の株式は、公社が行う出資に係る金銭の払込みの時に、政府に無償譲渡されるものとする。

（承継計画に基づく出資）

2 前項の株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、日本郵政株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七條の規定は、適用しない。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。

5 公社が第三項の規定による出資によつて取得する日本郵政株式会社の株式は、この法律の施行
の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

6 会社法第二百七条の規定は、日本郵政株式会社が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。

(商号)

第三十九条 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第三条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にその商号中に日本郵政株式会社という文字を使用している者については、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第四十条 日本郵政株式会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、日本郵政株式会社法第十条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

第二節 経営委員会

(設置)

第四十一条 日本郵政株式会社に、平成十九年九月三十日までの間、経営委員会を置く。

(権限)

第四十二条 経営委員会は、次に掲げる事項の決定を行う。

一 実施計画（第六百六十三条第一項に規定する実施計画をいう。以下この章において同じ。）に関する事項の決定
二 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の設立に関する事項の決定
三 第三十二条の規定による意見の聴取に係る事項の決定
四 前三号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
2 経営委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

（組織）

第四十三条 経営委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

2 委員の中には、代表取締役が一人以上含まれなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 委員は、日本郵政株式会社の定款その他の定めにかかわらず、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 経営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

8 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

（運営）

第四十四条 経営委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

2 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければならない。会議を開き、議決をすることができない。

3 経営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

76 監査役は、経営委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

77 経営委員会の委員であつて経営委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

78 経営委員会の議事については、総務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

79 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

80 前各項及び次条に規定するもののほか、議事の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。

第四十五条 日本郵政株式会社は、前条第八項の議事録を十年間その本店に備え置かなければならぬ。

2 株主は、その権利行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの（閲覧又は謄写の請求）
債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

3 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写により、日本郵政株式会社、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は公社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

4 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

5 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

6 (登記)

第四十六条 日本郵政株式会社は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したこと（登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

第四十七条 日本郵政株式会社は、この法律の施行後遅滞なく、第一項の規定により登記された事項の消滅の登記をしなければならない。

7(通則)

第三節 準備期間中の業務に関する特例等

4 日本郵政株式会社は、この法律の施行後遅滞なく、第一項の規定により登記された事項の消滅の登記をしなければならない。

第四十八条 日本郵政株式会社は、平成十九年九月三十日までの間、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、この節の定めるところによる。

1 実施計画の作成

二 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利の行使

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(定款) 日本郵政株式会社の定款には、平成十九年九月三十日までの間、会社法第二条第十二条に規定する委員会を置く旨を定めてはならない。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第五十条 平成十九年九月三十日までの間における日本郵政株式会社法の規定の適用については、
同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）第四十八条及び第四十九条」と、同条第二項及び同法第十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法第四十八条及び第四十九条の規定」とする。

2 総務大臣は、平成十九年九月三十日までの間において日本郵政株式会社法第十四条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。
(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第五十一条 平成十九年九月三十日までの間、日本郵政株式会社に使用される者（常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第一号に規定する職員（以下この条において「職員」という。）に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合（同法第三条第一項に規定する組合をいう。第二百二十九条及び第二百二十九条において同じ。）の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、日本郵政株式会社の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等（公社及び日本郵政株式会社をいう。以下同じ。）の負担金を」と、同項各号並びに同法第二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

第四節 承継に関する日本郵政株式会社法等の特例

(日本郵政株式会社法の特例)

第五十二条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、第六十一条又は日本郵政株式会社法第四条第一項に規定する業務に該当しない業務であつて、日本郵政株式会社が行うものとして承継計画において定められたものについて、同法第四条第二項の認可を受けたものとみなす。

(銀行法の特例)

第五十三条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の十七第一項の認可を受けたものとみなす。

(保険業法の特例)

第五十四条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百七十二条の十八第一項の認可を受けたものとみなす。

(業務等の届出に関する特例)

第五十五条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもののうち、第六十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務について、第六十四条後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五十六条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、郵便事業株式会社、郵便局株式会社その他その子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。次条及び第六十四条から第六十六条までにおいて同じ。）として承継計画において定められたものについて、第六十五条から後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五十七条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社がその子会社と合算して基準議決権数（第六十六条第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有する国内の会社として承継計画において定められたものについて、同項後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五十八条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、日本郵政株式会社が行う業務として承継計画において定められたもののうち、第六十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務について、第六十七条後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五十九条 日本郵政株式会社は、この法律の施行の時において、郵便事業株式会社、郵便局株式会社その他その子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。第六十七条及び第六十八条において同じ。）として承継計画において定められたものについて、同条後段の規定による届出をしたものとみなす。

第五節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則) 第六十条 日本郵政株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(業務の特例)

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第二百四条第一号、第二百十条の二第一項、第二百三十四条第一号及び第二百三十八条の二第一項において同じ。）の処分

二 郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便貯金銀行

二 郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便保険会社

3 総務大臣は、前項の規定による届出を受けた場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び

4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と読み替えるものとする。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）第六十二条及び第六十二条第一項中「第四条に」とあるのは、「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定する業務」とあるのは、「これらの業務」とする。

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(銀行法の特例)

第六十四条 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行を子会社とする銀行持株会社（銀行法第二条第十三条に規定する銀行持株会社をいう。次条及び第六十六条において同じ。）である場合には、同法

の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十五条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十五条の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二条第二十六項中「行うこと」とあるのは、「行うこと（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）第二条第二項に規定する原動機付自転車等責任保険車等責任保険募集に限る。）」とする。

第八十四条 郵便局株式会社が當む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて當む銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便貯金銀行を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。）として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際ににおける同法第二百十条第一項第一号の政令で定める業務に係るものと除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号からハまでに掲げる業務に係るものに限る。」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を當む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵便局株式会社が當む業務として郵政民営化法第二百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付隨する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第八十五条 郵便局株式会社が當む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて當む金融商品仲介業が含まれている場合は、郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便貯金銀行を同法第二百六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等として同法第六十六条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二条第十一項中「次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行ふ者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれか」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる行為のいずれか（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際ににおける同法第二百十条第一項第四号に掲げる業務に係るものに限る。）」とする。

第八十六条 前条第一項に規定する場合において、第一百六十七条の規定により郵便局株式会社の職員となる者のうちに郵便局株式会社のために第一百十条第二項に規定する国債証券等に係る金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項に規定する外務員の職務を行う者（以下この項において「国債証券等募集員」という。）が承継計画において定められるとときは、郵便局株式会社は、その成立の時において、国債証券等募集員について同条第一項の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の八第一項の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条第二項中「行為」とあるのは、「行為（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百十条第二項に規定する国債証券等に係るものに限る。）」とする。

（生命保険募集人の登録に関する特例）

第八十七条 郵便局株式会社が當む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいふ。以下同じ。）が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、

郵便保険会社を所属保険会社等として同法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十五条の手数料を納めなければならない。

2 前項の場合における保険業法の規定の適用については、同法第二条第二十六項中「保険契約」とあるのは、「保険契約（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の際ににおける同法第二百三十八条第一項の政令で定める保険の種類に係るものに限る。）」とする。

第八十八条 前条第一項に規定する場合において、第一百六十七条の規定により郵便局株式会社の職員となる者のうちに郵便保険会社を所属保険会社等として保険募集を行う者は（以下この条において「保険募集員」という。）が承継計画において定められているときは、保険募集員は、郵便局株式会社の成立の時において、郵便保険会社を所属保険会社等として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、保険募集員は、同法第二百八十五条の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項の規定は、保険募集員について準用する。この場合において、同項中「前項」とあらわるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

（確定拠出年金運営管理業の登録に関する特例）

第八十九条 郵便局株式会社が當む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の再委託を受けて當む確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第二号に規定する運用関連業務が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、同法第八十八条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合においては、郵便局株式会社は、その成立の日から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例

（業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の二 郵便局株式会社が第一百七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第二号）第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の三 郵便局株式会社が第一百七十六条の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第六条第二項の規定によりした届出とみなす。

（事業計画に係る認可に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の五 第一百七十六条の四第四項の規定によりした総務大臣の認可は、平成二十四年改正法の施行の時において、日本郵便株式会社法第五十条の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

（銀行代理業の変更の届出に関する銀行法の特例）

第八十九条の六 郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者である郵便局株式会社の再委託を平成二十四年改正法施行日前に受けた同項に規定する銀行代理業再委託者であつて平成二十四年改正法附則第十七条の規定による改正後の簡易郵便局法（昭和二十四年法律第一百十三号）第四条第一項に規定する受託者に該当する者は、日本郵便株式会社を代理人として、銀行法第五十二条の三十九第一項又は第二項の規定による届出（第一百七十六条の二の規定による定款の変更及び第一百七十六条の三の規定による合併（以

下「承継会社の再編成」という。)に伴つて変更が必要となる事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)をすることができる。この場合において、同法第五十二条の三十九第一項中「その日から二週間以内に」とあるのは、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)」の施行の日から二月以内に」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から二月以内に」とする。

第四節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則)

第九十条 日本郵便株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うものである場合には、当該委託に係る業務を含む。)と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(日本郵便株式会社法の適用に関する特例等)

第九十三条 前条の規定の適用がある場合における日本郵便株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条规定第一及び次に掲げる法律	、次に掲げる法律及び郵政民営化法(平成十七年法律第九十七条号)第七章第四節の規定
第十五条第二及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定
第十六条第一及び前項第一項各号に掲げる法律	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定

第九十四条 この章において「郵便貯金銀行」とは、銀行業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

第九十五条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。

(承継計画に基づく出資)

第九十六条 郵便貯金銀行が承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、郵便貯金銀行は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の株式については、会社法第四百四十五条规定第二項の規定にかかるわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)」とする。

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便貯金銀行に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第九十七条 平成十九年九月三十日までの間、郵便貯金銀行に使用される者(常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。)のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(以下この条において「職員」という。)に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便貯金銀行の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは、「公社等(公社及び郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)の負担金を」と、同項各号並びに同法第一百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは、「公社等」とする。

(第二節 承継に関する銀行法等の特例等)

(銀行業の免許の付与)

第九十八条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、銀行法第四条第一項の免許を受けたものとみなす。

2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。

一 第百十条第一項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。

二 次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。)への継続的な業務の委託がされていること。

3 前項の条件は、銀行法第四条第四項の規定により付された条件とみなす。

(金融商品取引業務の登録に関する特例)

第九十九条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものとみなす。

(確定拠出年金運営管理業の登録に関する特例)

第一百条 この法律の施行の際に公社が確定拠出年金法第八十八条第一項の登録を受けている場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、同項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合においては、郵便貯金銀行は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から二月以内に、確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項の書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された確定拠出年金法第八十九条第一項各号に掲げる事項及び同法第九十条第一項第二号に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録するものとする。

(営業所の設置等の届出に関する特例)

第一百一条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、その支店その他の営業所として承継計画において定められたものについて、第百十二条第一項及び銀行法第八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者として承継計画において定められたものについて、第百十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(初年度の預金保険料)

第一百二条 郵便貯金銀行が、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十条第一項の規定により施行日を含む事業年度に納付する次の各号に掲げる保険料については同項ただし書の規定は適用しないものとし、その額については同法第五十一条第一項及び第五十二条第二第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等（預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。以下この号において同じ。）に係る保険料 施行日以後一月を経過するまでの間の各日（銀行法第十五条第一項に規定する休日を除く。次号において同じ。）における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率（預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率をいう。）を乗じて得た金額

二 決済用預金（預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。以下この号において同じ。）に係る保険料 施行日以後一月を経過するまでの間の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、同項に規定する率を乗じて得た金額

(通則)

第三節 移行期間中の銀行法等の特例等

第一百三条 郵便貯金銀行については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもの

のほか、この節の定めるところによる。

第一百四条 郵便貯金銀行については、次に掲げる日のいずれか早い日（以下「郵便貯金銀行に係る特定日」という。）以後は、前条の規定にかかわらず、この節（第一百六条及び第一百二十二条第三項から第五項までを除く。次条第一項において同じ。）の規定を適用しない。

一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日

二 次条第一項の決定があつた日

第一百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二条第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくとも、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

二 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の決定は、取り消すことができない。

4 3 第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便貯金銀行及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下この節、第九章第三節、第十九章第三節及び第一百七十六条において「機構」という。）に通知しなければならない。

第一百六条 郵便貯金銀行の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。

第一百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下（預入限度額）において同じ。）から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる。

預金等（同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。）の受入れをしてはならない。

一 預金等（次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。）の額の合計額（イに掲げる額を控除した額）

イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額

ロ 当該預金者等の機構への郵便貯金（整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。）の額の合計額（その合計額が千万円又はイに掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額）

二 この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号に規定する契約に係る預金等の額（イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）

イ 三百八十五万円

ロ 当該預金者等の機構への当該契約に係る郵便貯金の額（その額が三百八十五万円を超えるときは、三百八十五万円）

三 この法律の施行後に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る預金等の額の合計額（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額（その合計額が五百五十万円を超えるときは、五百五十万円）を控除した額に、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額を加算した額五百五十万円）

ロ 当該預金者等の郵便貯金銀行への前号に規定する契約に係る預金等の額

ハ 当該預金者等の機構への郵便貯金（この法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に限る。）の額の合計額

イ 第一号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額

ハ 当該預金者等の郵便貯金銀行への第一号に規定する預金等の額の合計額（その合計額がニに掲げる額を超えるときは、ニに掲げる額）

（預入限度額の適用除外）

第一百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。

一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する一般の金融機関をいう。）がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの

イ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一に掲げる内国法人

ロ 労働組合、国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体（イに該当するものを除く。）

ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業を經營する當利を目的としない団体（イ又はロに該当するものを除く。）

第一百九条 確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第二号に掲げる事務の受託者（信託会社（信託業法（平

（資産管理機関等の預金等についての預入限度額の特例）

成十六年法律第二百五十四号) 第二条第二項に規定する信託会社をいう。) 及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。)に限る。次項において「資産管理機関等」という。)が確定拠出年金法第二十五条第一項(同法第七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する措置としてする預金等については、当該預金等のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者に規定する措置としてした郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして前二条の規定を適用する。

2 資産管理機関等が確定拠出年金法第二十五条第一項の規定による運用の指団に係る同条第四項に規定する場合を含む。次項において同じ。)に規定する措置としてする預金等については、当該預金等のうち当該運用の指団により指団された額に相当する部分を当該運用の指団をした者に規定する措置としてした郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指団により指団された額に相当する部分を当該運用の指団をした者の郵便貯金とみなして前二条の規定を適用する。

(業務の制限)

第一百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務(外貨預金の受入れその他の政令で定める業務に限る。)

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)

イ 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け

ロ 国債証券等を担保とする資金の貸付け

ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け

ニ コール資金の貸付け

ホ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

三 銀行法第十条第二項第一号、第五号の二、第六号、第七号、第八号の二、第十三号及び第十号から第十七号まで並びに第十一号第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

四 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務(次に掲げる業務を除く。)

イ 金融商品取引法第三十三条第一項ただし書に該当するものを行う業務及び同条第二項に規定する書面取次ぎ行為を行う業務

ロ 国債証券等に係る有価証券の募集(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。)の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

ハ 証券投資信託受益証券に係る有価証券の募集の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

五 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十一号)その他の法律(銀行法及び金融商品取引法を除く。)の規定により銀行(銀行法第一條第一項に規定する銀行をいう。)が當むことがでるべき業務(預金保険機構の委託を受け行う民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第二百一号)第十条第一項に規定する支払等業務その他政令で定めるものを除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務

2 前項第二号ロ及び第四号ロの「国債証券等」とは、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。)に係るものとをいう。

4 第一項第四号及び前二項に規定する有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなしてこれらの規定を適用する。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)第二項ただし書又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

6 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

第一百十条の二 郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行おうとした時は、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(子会社保有の制限)

第一百十一条 郵便貯金銀行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。)としようとするとき(同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数(同法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、子会社対象金融機関等が、銀行法第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社(同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社(以下この項において同じ。)となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となつた子会社対象金融機関等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象金融機関等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の規定は、郵便貯金銀行が、現に子会社としている銀行法第十六条の二第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象金融機関等に限る。)に該当する子会社としようとする場合について準用する。

4 郵便貯金銀行は、郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社(郵便貯金銀行の子会社及び同項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)第二項ただし書又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

- 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 二 郵便貯金銀行の経営状況
- 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項のただし書又は第四項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。
- 7 郵便貯金銀行は、銀行（銀行法第十六条の二第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）を子会社としてはならない。
- 8 前項の規定は、銀行が、銀行法第十六条の二第三項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となつた銀行が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。
- 9 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第一号の二から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。）を専ら営む会社及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）
- （営業所の設置等）
- 第一百十二条 郵便貯金銀行は、支店その他の営業所の設置、種類の変更若しくは廃止又は本邦における支店その他の営業所の位置の変更（本店の位置の変更を含む。）をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。
- 2 郵便貯金銀行は、銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。
- 3 内閣総理大臣及び総務大臣は、前二項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）
- 第一百十三条 郵便貯金銀行を当事者とする合併は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。
- 一 合併により郵便貯金銀行が消滅すること。
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の合併が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。
- 3 郵便貯金銀行を当事者とする会社分割は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の会社分割が、吸收分割承継会社（会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下同じ。）又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）に銀行法第十条第一項各号に掲げる業務に係る権利義務を承継させるものであり、かつ、日本郵政株式会社又は郵便貯金銀行が当該吸収分割承継会社又は新設分割設立会社を子会社とすることとなるときは、前項の認可をしてはならない。
- 5 郵便貯金銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けが、次の各号のいづれかに該当するものは、同項の認可をしてはならない。
- 一 郵便貯金銀行の事業（銀行法第十条第一項各号に掲げる業務に係るものに限る。）の全部の譲渡であること。

- 二 銀行法第十条第一項第一号、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条第一項第三号、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第一項第一号、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の八第一項第三号又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第一項第一号に掲げる業務に係る事業の譲受けであること。
- 7 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項又は第五項の認可の申請があつた場合において、第二項、第四項又は前項の場合に該当せず、かつ、この節の規定の規制の実効性を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
- 8 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項又は第五項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。
- （転換の制限）
- 第一百十四条 郵便貯金銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第四条第二号の規定による同法第二条第七項に規定する転換をすることができない。
- （廃業及び解散の認可）
- 第一百十五条 郵便貯金銀行の次に掲げる事項は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 一 銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。）の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議
- 二 解散についての株主総会の決議
- 1 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、郵便貯金銀行の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないと認めるとき、又は利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。
- （業務報告書等）
- 第一百十六条 郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所（郵便貯金銀行に係る業務を取り扱うものに限る。）の設置状況を含む。）を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。
- 2 郵便貯金銀行が銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有する場合には、郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、郵便貯金銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に關し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。
- （報告又は資料の提出）
- 第一百十七条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便貯金銀行の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者（前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、郵便貯金銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 郵便貯金銀行の子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

4 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 総務大臣

二 総務大臣 内閣総理大臣

(立入検査)

第一百八十八条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による郵便貯金銀行の子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 総務大臣

二 総務大臣 内閣総理大臣

(監督上の措置)

第一百九十九条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行の業務がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく处分に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便貯金銀行に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、期限を付して郵便貯金銀行の業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、速やかに、その旨を官報で告示するものとする。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(届出事項)

第一百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 商号を変更したとき。

二 銀行法第十六条の二第一項第十一号から第十四号までに掲げる会社（子会社対象金融機関等のものを除く。）を子会社としようとするとき。

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第一百十三条第三項又は第五項の認可を受けて会社分割又は事業の譲渡をした場合を除く。）、又は子会社対象金融機関等に該当する子会社が当該子会社対象金融機関等に該当しない子会社になつたとき（第五号に該当する場合を除く。）。

四 資本金の額を増加し、又は減少しようとするとき。

五 この節の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分その他の内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

九 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(認可の条件)

第一百二十二条 内閣総理大臣及び総務大臣は、この節の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

1 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により付した条件を変更しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(日本郵政株式会社に対する金銭の交付)

第一百二十三条 郵便貯金銀行は、事業年度ごとに、当該事業年度の開始後三月以内に、日本郵政株式会社に対し、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて計算した額の金銭を交付しなければならない。ただし、当該交付すべき金銭の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から三月以内に交付することができる。

1 当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日（銀行法第十五条第一項に規定する休日を除く。）におけるイ及びロに掲げる預金の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額

イ 第百六十二条第一項第二号ニの預金に係る契約に基づく同条第三項第一号の預金
ロ 第百六十二条第一項第二号ニの預金に係る契約に基づく同条第三項第三号の預金

二 預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率

2 施行日を含む事業年度に郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭についての前項の規定の適用については、同項第一号中「当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の直前の事業年度」とあるのは「施行日以後二月を経過するまでの間」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

3 郵便貯金銀行に係る特定日を含む事業年度については、第百四条の規定にかかるわらず、前二項の規定を適用する。ただし、郵便貯金銀行に係る特定日が四月一日である場合は、この限りでない。

4 前項の場合における郵便貯金銀行に係る特定日を含む事業年度に郵便貯金銀行が日本郵政株式会社に対し交付すべき金銭の額についての第一項の規定の適用については、同項第一号中「当該金銭の交付をすべき日を含む事業年度の月数」とあるのは、「郵便貯金銀行に係る特定日の前日までの月数」とする。

5 事業年度の郵便貯金銀行に係る特定日の前日までの月数

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第一百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならぬ。

一 第百七条第一号、同号イ、第百十条第一項第一号若しくは第五号又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第百十条第一項第四号口若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第九項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
 (当せん金付証票法等の適用関係)

第一百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）を除く。）」とする。

一 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第二項
 二 預金保険法第三十五条第二項
 三 沖縄開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第二項
 四 保険業法第一百七十五条第二項
 五 確定拠出年金法第八十八条第二項

六 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十四条第二項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）

2 前項に規定するもののほか、郵便貯金銀行についての銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）が営むことができる業務に関する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

第一百二十五条 この節に規定するものほか、この節の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この節の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

第九章 郵便保険会社

第一節 設立等

(定義)
第一百一十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。
(設立)

第一百一十七条 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の設立の発起人となる。

2 郵便保険会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。

(承継計画に基づく出資)

第一百一十八条 郵便保険会社が承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、郵便保険会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）」とする。

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便保険会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。会社法第一百七条の規定は、郵便保険会社が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)
第一百二十九条 平成十九年九月三十日までの間、郵便保険会社に使用される者（常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（以下この条において「職員」という。）に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便保険会社の業務は公務と

みなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等（公社及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）の負担金を」と、同項各号並びに同法第一百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

第二節 承継に関する保険業法等の特例

(生命保険業免許の付与)

第一百三十条 郵便保険会社は、この法律の施行の時において、保険業法第三条第四項の生命保険業免許を受けたものとみなす。

2 前項の生命保険業免許は、次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を行なう。が営むことができる業務に関する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

第一百二十五条 この節に規定するものほか、この節の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この節の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

第九章 郵便保険会社

第一節 設立等

(定義)

第一百一十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

第一百一十七条 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の設立の発起人となる。

2 郵便保険会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとす

る。

(承継計画に基づく出資)

第一百一十八条 郵便保険会社が承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、郵便保険会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）」とする。

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便保険会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。会社法第一百七条の規定は、郵便保険会社が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第一百二十九条 平成十九年九月三十日までの間、郵便保険会社に使用される者（常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（以下この条において「職員」という。）に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便保険会社の業務は公務と

みなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等（公社及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）の負担金を」と、同項各号並びに同法第一百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

第二節 承継に関する保険業法等の特例

(生命保険業免許の付与)

第一百三十条 郵便保険会社は、この法律の施行の時において、保険業法第三条第四項の生命保険業免許を受けたものとみなす。

2 前項の生命保険業免許は、次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を行なう。が営むことができる業務に関する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

第一百二十五条 この節に規定するものほか、この節の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この節の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

第九章 郵便保険会社

第一節 設立等

(定義)

第一百一十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

第一百一十七条 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の設立の発起人となる。

2 郵便保険会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとす

る。

(承継計画に基づく出資)

第一百一十八条 郵便保険会社が承継計画において定めるところに従い発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、郵便保険会社は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して次項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条）」とする。

3 公社は、第一項の規定による株式の引受けに際し、郵便保険会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとする。会社法第一百七条の規定は、郵便保険会社が第一項の株式を発行する場合については、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第一百二十九条 平成十九年九月三十日までの間、郵便保険会社に使用される者（常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（以下この条において「職員」という。）に相当する者として公社に属する職員をもつて組織された組合の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、郵便保険会社の業務は公務と

二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の決定は、取り消すことができない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便保険会社及び機関に通知しなければならない。

第一百三十六条 郵便保険会社の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総務省令で定める事項を定めなければならない。
（保険金額等の限度額）

第一百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険（次号及び第三号に規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額

ロ 当該被保険者を被保険者とする整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十二条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）の旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」という。）に係る保険金額（政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額

二 勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号及び第四項第二号に規定する契約に係る保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険の保険契約に係る保険料を払い込むべき保険料の額の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 五百五十万円

ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約の保険料を払い込むべき保険料の額の合計額

三 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険（被保険者の生存に関し年金を支払うことを約したものとして政令で定めるものに限る。第一百五十八条第一項第三号ロにおいて同じ。）の保険契約に係る年金の年額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他年金の年額（政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額

四 政令で定める保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険の区分（以下この号において「保険区分」という。）ごとの保険契約に係る保険金額の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額

イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して保険区分ごとに政令で定める額

2 社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、民営化委員会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の決定は、取り消すことができない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を郵便保険会社及び機関に通知しなければならない。

（業務の制限）

第一百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類（保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機関を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。定める旧特約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額

1 運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

2 郵便保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

3 地方公共団体に対する資金の貸付け

4 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社に対する資金の貸付け

5 機構に対する資金の貸付け

6 前各号に掲げる方法のほか、内閣府令・総務省令で定める方法

（支払の事由の組合せその他の政令で定める保険の種類の細目を含む。以下この項において同じ。）

3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

（郵便保険会社について）

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

6 郵便保険会社に於ける業務の実施に當たつては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

7 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（子会社保有の制限）

第一百三十九条 郵便保険会社は、子会社対象会社を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この節において同じ。）としようとするとき（同法第一百六条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数（同法第一百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定は、子会社対象会社が、保険業法第百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社（同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。））にあっては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社（以下この項において同じ。）となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となつた子会社対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の規定は、郵便保険会社が、現に子会社としている保険業法第百六条第一項各号に掲げる会社（当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象会社に限る。）に該当する子会社としようとする場合について準用する。）に該当する場合について、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 第一項後段又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項（第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二項後段又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

6 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

7 郵便保険会社は、第一項、第二項後段又は第四項の認可の申請があつたときは、内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次項において同じ。

8 前項の規定は、保険会社等が、保険業法第百六条第三項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となつた保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

9 第一項から第三項までの「子会社対象会社」とは、保険業法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十二号まで又は第十六号から第十八号までに掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。）を専ら営む会社及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

（事務所の設置等）

第一百四十二条 郵便保険会社は、郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人のうち、郵便保険会社の取締役、会計参与若しくは執行役若しくは支配人その他の使用者又はこれらの者の使用者（以下「社内生命保険募集人」という。）の所属する支店その他の事務所の設置・位置の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。社内生命保険募集人以外の生命保険募集人に対しても業務を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（保険契約の包括移転、事業の譲渡若しくは譲受け、合併又は会社分割の認可等）

第一百四十三条 郵便保険会社がする保険業法第百三十五条第一項に規定する保険契約の移転は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の保険契約の移転に係る保険業法第百三十五条第一項に規定する移転先会社が日本郵政株式会社又は郵便保険会社の子会社であるときは、前項の認可をしてはならない。

3 郵便保険会社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けが、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可をしてはならない。

一 郵便保険会社の事業のうち、保険業法第九十七条规定する保険の引受けに係るもの全部の譲渡であること。

二 保険業法第九十七条第一項に規定する保険の引受けに係るもの譲受けであること。

一 合併により郵便保険会社が消滅すること。

二 合併の相手方が保険会社（保険業法第一条第二項に規定する保険会社をいう。以下この節において同じ。）であること。

7 郵便保険会社を当事者とする会社分割は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の会社分割が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社に保険契約を承継させるものであり、かつ、日本郵政株式会社又は郵便保険会社が当該吸収分割承継会社又は新設分割設立会社を子会社とすることとなるときは、同項の認可をしてはならない。

9 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項、第五項又は第七項の認可の申請があつた場合において、第二項、第四項、第六項又は前項の場合に該当せず、かつ、この節の規定の規制の実効性を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

10 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第三項、第五項又は第七項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

（廃業及び解散の認可）

第一百四十二条 郵便保険会社の次に掲げる事項は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

1 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下この節において同じ。）の廃止に係る定款の変更についての株主総会の決議

2 解散についての株主総会の決議

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、郵便保険会社の業務及び財産の状況に照らしてやむを得ないと認めるとき、又は利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

（組織変更）

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聽かなければならない。

（業務報告書等）

第一百四十四条 郵便保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況（郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人の事務所（郵便保険会社に係る業務を取扱う旨の契約を終了しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときも、同様とする。））

- り扱うものに限る。)の設置状況を含む。)を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。
- 2 郵便保険会社が保険業法第百十条第二項に規定する子会社等を有する場合には、郵便保険会社は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、郵便保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連続して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出しなければならない。
- 3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に関し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項又は第二項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。
- (報告又は資料の提出)
- 第一百四十五条** 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、郵便保険会社の子法人等(保険業法第百二十八条第二項に規定する子法人等をいう。以下この節において同じ。)又は郵便保険会社から業務の委託を受けた者に対し、郵便保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を拒むことができる。
- 3 郵便保険会社の子法人等又は郵便保険会社から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。
- 4 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。
- 一 内閣総理大臣 総務大臣
- 二 総務大臣 内閣総理大臣
- (立入検査)
- 第一百四十六条** 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、郵便保険会社の営業所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便保険会社の子法人等若しくは郵便保険会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入りさせ、郵便保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるもの。
- 3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 前条第三項の規定は、第二項の規定による郵便保険会社の子法人等又は郵便保険会社から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。
- 6 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。
- 一 内閣総理大臣 総務大臣
- 二 総務大臣 内閣総理大臣
- (監督上の措置)
- 第一百四十七条** 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社の業務がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく処分に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便保険会社に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、期限を付して郵便保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。
- 3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨を官報で告示するものとする。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命ずることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関するための協議しなければならない。
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。
- (機構への情報の提供)
- 第一百四十八条** 郵便保険会社は、機構に対し、郵便保険会社が締結した保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。
- 一 当該保険契約に係る被保険者の住所及び氏名その他被保険者を特定するために必要な情報
- 二 当該保険契約が第百五十八条第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに規定する保険契約に該当するかどうかを知るために必要な情報
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該保険契約の保険金額、保険期間の始期及び終期その他機構が第百五十八条の規定を遵守するために必要な情報
- (届出事項)
- 第一百四十九条** 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。
- 一 商号を変更したとき。
- 二 保険業法第百六条第一項第十二号から第十五号までに掲げる会社(子会社対象会社(第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。次号において同じ。)に該当するものを除く。)を子会社としようとするとき。
- 三 その子会社が子会社でなくなったとき(第百四十二条第三項又は第七項の規定による認可を受けた事業の譲渡又は会社分割をしたときを除く。)、又は子会社対象会社に該当する子会社が当該子会社対象会社に該当しない子会社になつたとき(第五号に該当する場合を除く。)。
- 四 資本金の額を増加し、又は減少しようとするとき。
- 五 この節の規定による認可を受けた事項を実行したとき。
- 六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。
- 七 保険業法第百三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる处分その他内閣府令・総務省令で定める处分を受けたとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。
- (認可の条件)
- 第一百五十条** 内閣総理大臣及び総務大臣は、この節の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。
- 3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により付した条件を変更しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。
- (命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)
- 第一百五十二条** 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 第百三十七条第一号イ、第三号イ若しくは第四号イ、第一百三十八条第一項又は次条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第百三十八条第一項第六号、第一百三十九条第九項、第一百四十一条第一項、第一百四十四条第三項又は第一百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(当せん金付証票法等の適用関係)

「**百五十二条** 郵便保険会社についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。

一 当せん金付証票法第六条第二項

二 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一条）第一百二十八条第六項

三 沖縄振興開発金融公庫法第二十条第二項

四 スボーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第十八条第二項

2 前項に規定するもののほか、郵便保険会社についての保険会社が営むことができる業務に関する確定拠出年金法第六十一条第二項及び第八十八条第二項その他の政令で定める法律の規定の適用については、政令で定める。

(内閣府令・総務省令への委任)

第五十三条 この節に規定するもののほか、この節の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この節の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

第十章 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

第一节 設立等

第一百五十四条 機構は、独立行政法人通則法第十七条の規定にかかるわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、独立行政法人通則法第十六条の規定にかかるわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

3 第百六十六条第一項の規定により機構が公社の業務等を承継したときは、その承継の際、承継計画において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

第二節 設立に関する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の特例

(機構法の認可に関する特例)

第一百五十五条 機構は、この法律の施行の時において、次の各号に掲げる契約について、当該各号に定める認可を受けたものとみなす。

一 承継計画において定める百六十二条第一項第二号イの契約 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号。以下「機構法」という。）第十五条第二項の認可

二 承継計画において定める百六十二条第一項第二号ロの再保険の契約 機構法第十六条第二項の認可

三 承継計画において定める百六十二条第一項第二号ハの契約 機構法第十八条第二項の認可

(設立時の簡易生命保険責任準備金の算出方法書)

第一百五十六条 機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員は、この法律の施行前に、機構法第二十二条第一項に規定する簡易生命保険責任準備金の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

第三節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則)

2 前項の規定によりした総務大臣の認可は、この法律の施行の時において、機構法第二十二条第一項の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

か、この節の定めるところによる。

(保険金額等の限度額)

第一百五十八条 機構は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる旧簡易生命保険契約の復活の申込み又は旧簡易生命保険契約の変更の申込みを承諾してはならない。

一 旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十二条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）の旧簡易生命保険契約に係る保険金額（政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 第百三十七条第一号イに掲げる額

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする勤労者財産形成促進法第六条に掲げる保険（次号ロ及び第三号ロに規定する保険を除く。）の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額

二 旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 五百五十万円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号及び第四項第二号に規定する契約に係る保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額

三 旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第十四条から第十六条までに規定するもの（旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。）の旧簡易生命保険契約に係る年金の年額（政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 第百三十七条第三号イに掲げる額

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険の保険契約に係る年金の年額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めることにより算定した額）の合計額

四 旧簡易生命保険法第十八条第一号又は第二号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は簡易生命保険約款の定める期間が満了したことを含む。）により保険金の支払をする簡易生命保険特約（旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険特約をいう。次号において同じ。）に係る保険金額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 千万円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険業法第三条第四項第一号に掲げる事由により保険金の支払をする保険の保険契約に係る保険金額（政令で定める保

イからニまでに掲げる事由により保険金の支払をする保険の保険契約に係る保険金額（政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額）の合計額

五 旧簡易生命保険法第十八条第三号又は第四号に掲げる事由（同条に規定する保険期間又は簡易生命保険約款の定める期間が満了したことを含む。）により保険金の支払をする簡易生命保険特約に係る保険金額の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 千万円

ロ 当該被保険者を被保険者とし、郵便保険会社を保険者とする保険業法第三条第四項第一号に掲げる事由により保険金の支払をする保険の保険契約に係る保険金額（政令で定める保

イからニまでに掲げる事由により算定した額）の合計額

六 簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約又は疾病傷害特約についての前項第四号及び第五号の規定の適

(承継される財産の価額)
第二百六十五条 承継会社等が公社から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、施行日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当ないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 業務等の承継等

（公社の解散及び業務等の承継）

第二百六十六条 公社は、この法律の施行の時において解散するものとし、承継会社等は、その時ににおいて、第二百六十三条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があつたときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。

2 前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（職員の引継ぎ）
第二百六十七条 公社の解散の際現に公社の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法規の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、承継会社のいづれかの職員となるものとする。

（国家公務員法の適用に関する特例）

第二百六十八条 前条の規定により日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、これらの株式会社の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことと（国家公務員退職手当法の適用に関する特例等）

第二百六十九条 第百六十七条の規定により承継会社の職員となる者（以下「承継職員」という。）に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 承継会社は、前項の規定の適用を受けた承継会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を承継会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に公社の職員として在職する者が、第二百六十七条の規定により引き続いて前条に規定する株式会社のいづれかの職員となり、かつ、引き続き当該株式会社の職員として在職した後引き続いて國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該（承継職員への通知等）

第二百七十条 日本郵政株式会社は、承継職員に対し、施行日の二週間前までに、承継会社のいづれの職員となるかを通知しなければならない。
2 日本郵政株式会社は、承継職員に対し、前項の規定による通知後遅滞なく、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
（承継労働協約）

第二百七一条 公社の職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「公社職員労働組合」という。）と日本郵政株式会社は、承継職員の労働条件その他に関する労働協約（以下「承継労働協約」という。）を締結するための交渉をし、及び承継労働協約を締結することができる。

2 承継労働協約は、この法律の施行の時において、承継会社の職員が結成し、又は加入する労働組合と承継会社との間に締結された労働協約とみなす。
(労働組合法との関係等)

第二百七十二条 前条第一項の規定による交渉をし、及び承継労働協約を締結する場合における公社職員労働組合と日本郵政株式会社との関係については、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号。第五条第二項第八号、第八条、第二十四条の二第一項及び第二項並びに第二十五条第一項を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者」とあるのは、「労働者」と、同条第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）による紛争の調整」とする。

2 前条第一項の規定による交渉に関し公社職員労働組合と日本郵政株式会社との間に発生した紛争については、日本郵政株式会社を公社とみなして特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第六章及び第三十六条の規定を適用する。
3 中央労働委員会は、第一項の関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、専属的管轄する。この場合において、同項の関係に係る事件の処分については、当該処分に係る事件の処理を特定独立行政法人の労働関係に関する法律第三条第二項の事件の処理とみなして同項及び同条第三項の規定を適用する。
(日本郵政株式会社の配慮)

第二百七十三条 日本郵政株式会社は、第二百七十二条第一項の規定による交渉をし、及び承継職員の賃金、労働時間その他の労働条件を定めよとするときは、公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮するものとする。

2 この法律の施行の際現に存する旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金（整備法附則第五条第一項第一号に掲げる郵便貯金を除く。）は、この法律の施行の時ににおいて、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとする。

2 法律第六十号。次項において「旧郵便振替法」という。の規定による郵便振替の口座（軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るもの）の預り金は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行が受け入れた預金となるものとする。

3 この法律の施行の際現に旧郵便振替法第三十七条の二に規定する定期継続振替の取扱いを受けている同条に規定する料金の支払をする加入者は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行との間で、同条に規定する定期継続振替の取扱いに準ずる契約を締結したものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧郵便振替法第三十七条の二に規定する定期継続振替の取扱いを受けている同条に規定する料金の支払をする加入者は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行との間で、同条に規定する定期継続振替の取扱いに準ずる契約を締結したものとみなす。
（労働者財産形成促進法の適用に関する特例）

第二百七十五条 公社を相手方として締結された労働者財産形成貯蓄契約等（労働者財産形成促進法第六条第一項第一号に規定する労働者財産形成貯蓄契約、同条第二項第一号に規定する労働者財產形成年金貯蓄契約又は同条第四項第一号に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約をいう。以下この条において同じ。）は、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、郵便貯金銀行を相手方として締結された労働者財産形成貯蓄契約等に基づき預入が行われた郵便貯金をいう。以下この項において同じ。）

2 劳働者財産形成促進法の適用について、財産形成郵便貯金（公社を相手方として締結された勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき預入が行われた郵便貯金をいう。以下この項において同じ。）は、郵便貯金銀行を相手方として締結された勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき預入が行われたものとみなし、当該みなされた利子に係る金銭により当該財産形成郵便貯金についての旧郵便貯金法第五十七条第一項に規定する期間若しくは旧郵便貯金法第五十八条第一項に規定する預入期間が経過した日又は当該利子の支払の日に郵便貯金銀行に預入

を行う場合における当該預入は、勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号イ（1）に規定する

継続預入等とみなす。

（預金保険法の特例）

預金保険法第二条第二項に規定する預金等に該当しないものとする。

第一百七十六条

第一百六十二条第一項第二号ニの預金に係る契約に基づく次に掲げる機構の預金は、

一 第百六十二条第三項第一号の預金

二 第百六十二条第三項第三号の預金

第三節

承継会社の再編成

（郵便局株式会社の定款の変更）

第一百七十六条の二 郵便局株式会社は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的を日本郵便株式会社法その他の関係法律の規定に適合するものとすること。

二 その商号を日本郵便株式会社とすること。

三 平成二十四年改正法施行日を当該定款の変更の効力が発生する日とすること。

（日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併）

第一百七十六条の三 日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、次に定めるところにより、合併をするものとする。

（準備行為）

第一百七十六条の四 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第六条第二項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第七条の規定の例により、日本郵便株式会社が同条の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第十条の規定の例により、日本郵便株式会社の平成二十四年改正法施行日を含む事業年度の事業計画画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 第二項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、簡易郵便局法第七条第二項に規定する簡易郵便局を含む。）を日本郵便株式会社法第六条第一項の規定に適合して設置することとしているものでなければならない。

6 第三項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、次の各号に掲げる契約を日本郵便株式会社が当該各号に定める者を相手方として締結しているものでなければならぬ。

一 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約 郵便貯金銀行
（在職期間の通算）
二 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務契約 郵便保険会社
第一百七十六条の五 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者（第一百六十七条の規定によりこれらの株式会社の職員となつた者に限る。）で承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となつたもの

の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を日本郵便株式会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者（第一百六十七条の規定によりこれらの中の株式会社の職員となつた者に限る。）が、承継会社の再編成により引き続いて日本郵便株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本郵便株式会社の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間とみなす。ただし、その者が郵便局株式会社若しくは郵便事業株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第十二章 課税の特例

（登録免許税による課税の特例）

第一百七十七条 承継会社の再編成に伴い日本郵便株式会社が受ける登記又は登録で平成二十四年改正法施行日以後一年以内に受けるものについては、登録免許税を課さない。

（印紙税納付証の使用による納付の特例等の適用）

第一百七十八条 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社、郵便貯金銀行又は郵便保険会社（次項において「郵便事業株式会社等」という。）がその成立の時に於いて印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十条から第十二条までの規定の適用を受けるために必要な承認の申請その他政令で定める行為をすることができる。

2 日本郵政株式会社から前項に規定する印紙税法の規定に係る承認の申請を受けた税務署長は、

当該規定の例により、その承認を受けることができる。この場合において、日本郵政株式会社が当該規定の例により承認を受けたときは、郵便事業株式会社等の成立の時に於いて、郵便事業株式会社等が当該規定により承認を受けたものとみなす。

3 郵便貯金銀行は、平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは、「平成十九年十月一日から平成二十年三月三十一日まで」とする。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人税に係る課税の特例）

第一百七十九条 公社が、承継会社に対し、承継計画において定めるところに従つて行う第三十八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項、第九十六条第三項又は第一百二十八条第三項の規定による出資（以下この条において「特定現物出資」という。）は、それぞれ法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他の法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する公社の資産及び負債については、第一百六十五条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については第四項の規定により承継会社に引き続ぐものとされる金額の合計額を帳簿価額となし、賞与引当金、退職給付引当金及び損害賠償損失引当金についてはこれらの帳簿価額を零とする。

3 公社が行う特定現物出資については、法人税法第三十二条规定第五項その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 公社が施行日の前日を含む事業年度（以下この条において「最後事業年度」という。）において公社法第三十条第二項に規定する郵便業務、郵便貯金業務又は簡易生命保険業務の区分ごとに法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額及び同条第二項の規定により計算され

（在職期間の通算）

20

る同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額の合計額のうち、それぞれの承継会社が承継計画において定めるところに従い承継した同条第一項に規定する個別評価金銭債権及び同条第二項に規定する一括評価金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同条第七項の規定にかかるわらず、それぞれの承継会社に引き継ぐものとする。この場合において、承継会社が引継ぎを受けた金額は、承継会社の特定現物出資の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 承継会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に旧公社（第一百六十六条第一項の規定による解散前の公社をいう。以下この章において同じ。）の最後事業年度の旧公社法（整備法第二条の規定による廃止前の公社法をいう。以下この章において同じ。）第三十条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 郵便貯金銀行が各事業年度において第一百二十二条の規定に基づき交付する金額の額は、法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額に含まれないものとする。

7 旧公社が最後事業年度の決算において旧簡易生命保険法第七十八条第一項に規定する契約者配当（以下この項及び第十七項において「契約者配当」という。）に充てるための準備金として積み立てていた金額のうち積立配当（同条の規定に基づき保険契約者又は年金受取人に分配された契約者配当で利息を付して積み立てているものをいう。第十七項において同じ。）の額に相当する金額は、郵便保険会社が承継計画において定める第六十一条第一項第二号ロの再保険の契約（以下この条において「再保険契約」という。）を締結する日に機関に分配したものとして、法人税法第六十条第一項の規定を適用する。

8 郵便保険会社が、再保険契約を締結する日を含む事業年度について青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、保険業法第一百十五条第一項の規定による価格変動準備金の積立てに当たり、承継計画において定めるところに従い承継した資産のうち再保険契約に係る再保険料の支払に充てられたものの価格の低落による損失に備えるため、旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十二条第一項の規定により積み立てていた簡易生命保険価格変動準備金の金額（以下この項及び次項において「簡易生命保険価格変動準備金の金額」といいう。）から当該簡易生命保険価格変動準備金の金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額を控除した金額以下での金額を法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第十項において同じ。）により承継資産価格変動準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の額に算入する。

9 前項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。）を積み立てている郵便保険会社の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された特定再保険責任準備金の金額（その日において第二十項の特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「連結特定再保険責任準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定再保険責任準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）を積み立ててあるべきこととなつた金額（第二十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（第二十一項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項において同じ。）のうち再保険契約に基づく将来の債務で当該事業年度において減少したものに係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 郵便保険会社が、再保険契約を締結する日を含む事業年度において青色申告書を提出する法人である場合において、当該事業年度において、保険業法第一百六十六条第一項の規定による責任準備金の積立てに当たり、再保険契約に基づく債務の履行に備えるため、旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち将来発生が見込まれる危険等を勘案して政令で定める金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立ててある方法を含む。）により特定再保険責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11 前項の特定再保険責任準備金（連結事業年度において積み立てた第二十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立ててあるべきこととなつた金額（第二十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日において第二十項の特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「連結特定再保険責任準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定再保険責任準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）を積み立ててあるべきこととなつた金額（第二十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（第二十一項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項において同じ。）のうち再保険契約に基づく将来の債務で当該事業年度において減少したものに係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第八項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。）又は第十項の特定再保険責任準備金（連結事業年度において積み立てた第二十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立ててあるべきこととなつた金額（第二十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日において第二十項の特定再保険責任準備金の金額（以下この項において「連結特定再保険責任準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定再保険責任準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）を積み立ててあるべきこととなつた金額（第二十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（第二十一項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項において同じ。）のうち再保険契約に基づく将来の債務で当該事業年度において減少したものに係る金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 第八項又は第十項の規定は、これららの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等をいう。以下この項において同じ。）に承継資産価格変動準備金又は特定再保険責任準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

19 陰会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てた方を含む。により承継資産価格変動準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第八

項の承継資産価格変動準備金を含む。) を積み立ててある郵便保険会社の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度(当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項及び第二十一項において「前連結事業年度等」という。)から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額(その日において第八項の承継資産価格変動準備金の金額(以下この項において「単体承継資産価格変動準備金の金額」という。)がある場合には当該単体承継資産価格変動準備金の金額を含むものとし、その日までに第二十二項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(第十二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額(第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この項及び第二十二項において同じ。)がある場合には、簡易生命保険価格変動準備金の金額に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(当該計算した金額が前連結事業年度等から繰り越された承継資産価格変動準備金の金額を超える場合には、当該承継資産価格変動準備金の金額)に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

21 陰業法第百六十六条第一項の規定による責任準備金の積立てに当たり、再保険契約に基づく債務の履行に備えるため、旧公社が最後事業年度の決算において旧公社法第三十四条の規定により積み立てていた簡易生命保険責任準備金の金額のうち将来発生が見込まれる危険等を勘案して政令で定める金額以下の金額を損金経理の方法（郵便保険会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により特定再保険責任準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の特定再保険責任準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十項の特定再保険責任準備金を含む。）と積み立てておる都更保険会社の各車両事業年度終了の日この特定再保険責任準備金を含むこととする。

る。第八項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第八項の承継資産価格変動準備金を含む。）又は第二十項の特定再保険責任準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立てている郵便保険会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 保険業の廃止をした場合 当該廃止の日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額

- 二 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の解除をした場合、その解除をした日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額
- 三 当該承継資産価格変動準備金及び特定再保険責任準備金に係る再保険契約の全部又は一部を再保険（以下この号において「再再保険」という。）に付した場合、その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額のうち再再保険に付された再保険契約に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該再保険契約の全部を再保険に付した場合には、その再再保険に付した日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額）
- 四 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における承継資産価格変動準備金の金額及び特定再保険責任準備金の金額
- 五 第十九項、前項及び前各号の場合以外の場合において再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該再保険契約に係る承継資産価格変動準備金の金額又は特定再保険責任準備金の金額のうち、それぞれその取り崩した金額に相当する金額
- 第十八項又は第二十項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等（租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等をいう。以下この項において同じ。）に承継資産価格変動準備金又は特定再保険責任準備金として積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 承継会社が承継する資産及び負債について第二項から前項までその他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、第百六十五条第一項の規定により評価委員が評価した価額をこの法律の施行の時における価額とみなす。
- この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。
- 二 青色申告書 法人税法第二条第四十号に規定する青色申告書をいう。
- 三 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。
- 四 連結所得 法人税法第二条第十八条号の四に規定する連結所得をいう。
- 26 第二項ただし書（第十五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により公社の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒り当金勘定の金額及び第二項ただし書の規定により公社の帳簿価額を零とされた金額の承継会社における処理（第八項の承継資産価格変動準備金（連結事業年度において積み立てた第十八項の承継資産価格変動準備金を含む。）又は第十項の特定再保険責任準備金（連結事業年度において積み立てた第二十項の特定再保険責任準備金を含む。）を積み立てるに相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をした財産のうちに、次に掲げる要件のすべてを満たす土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるもの（以下この項において「特定宅地等」という。）がある場合には、当該特定宅地等を租税特別措置法第六十九条の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等に該当する同条第一項に規定する特例対象宅地等とみなして、同条及び同法第六十九条の五の規定を適用する。
- 一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていった土地又は土地の上に

存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間ににおいて当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき、引き続き、施行日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては平成二十四年改正法第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に、平成二十四年改正法施行日から当該相続の開始の直前までの間にあつては日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局の用に供するため日本郵便株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を日本郵便株式会社（当該相続が平成二十四年改正法施行日前に開始した場合には、当該相続の開始の日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては郵便局株式会社、平成二十四年改正法施行日以後にあつては日本郵便株式会社）が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎の敷地の用に供することにより、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

三 当該宅地等について、既にこの項の規定の適用を受けたことがないものであること。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方税に係る課税の特例）

第一百八十二条 第三十八条第三項、第七十条第七項、第七十九条第七項、第九十六条第三項及び第一百二十八条第三項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

2 第百六十六条第一項の規定により機構が公社の業務等を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（第十三章 税則）

（地方公共団体への配慮）

第一百八十三条 国は、市政民営化に伴い借りれば地方債の発行による地方公共団体の資金の調達に支障を生ずることのないよう適切な配慮をするものとする。

（日本郵政株式会社の役員及び職員の秘密保持義務）

第一百八十四条 日本郵政株式会社の役員及び職員は、第四十八条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（承継会社の再編成に関する日本郵政株式会社等に対する命令）

第一百八十五条 内閣総理大臣は、この法律（第三章を除く。）の規定による権限（政令で定めるもの）を除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局长又は財務支局長に委任することができる。

（権限の委任）

第一百八十六条 公社は、第四章の規定の施行前においても、第二十九条第二項又は第三十条の認可の申請その他第二十九条第一項に規定する業務又は第三十条の規定による出資の実施に必要な準備行為をることができる。

第一百八十七条 日本郵政株式会社の設立委員、機構に係る独立行政法人通則法第十五条第一項の設立委員又は日本郵政株式会社（次項において「設立委員等」という。）は、この法律及び整備法

に定めるもののほか、政令で定めるところにより、承継会社等がその成立の時において業務を円滑に開始するためには必要な契約の締結その他の準備行為をすることができる。

2 前項の規定により設立委員等が締結した契約は、各承継会社等の成立の時において、当該承継会社等が締結した契約とみなす。

第二百八十八条 郵便保険会社は、その成立後遅滞なく、生命保険契約者保護機構（保険業法第二百六十五条の三十七第一項に規定する生命保険契約者保護機構をいう。）の一に加入する手続をとらなければならない。この場合においては、郵便保険会社は、同法第二百六十五条の三第二項の規定による手続をとつたものとみなす。

（政令への委任）

第二百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に関し必要な事項、承継会社の再編成に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四章 罰則

第一百九十条

第一項又は第二百四十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第一百九十一条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第百十六条第一項若しくは第二項若しくは第四十四条第一項若しくは第二項の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 第百十七条第一項若しくは第二項又は第四十五条第一項若しくは第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第百十八条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第百九十二条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第百九十三条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第百九十四条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

七 第百九十五条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第百九十六条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

九 第百九十七条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十 第百九十八条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十一 第百九十九条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十二 第一百〇〇条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三 第一百〇一一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十四 第一百〇二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第一百〇三一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十六 第一百〇四一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十七 第一百〇五一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十八 第一百〇六一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十九 第一百〇七一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十 第一百〇八一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十一 第一百〇九一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十二 第一百〇二二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十三 第一百〇三二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十四 第一百〇四二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十五 第一百〇五二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十六 第一百〇六二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十七 第一百〇七二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十八 第一百〇八二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十九 第一百〇九二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三十 第一百〇一〇二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三十一 第一百〇一〇二二一条第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定による以下の中間業務報告書の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行なうべき社員、監査役、執行役又は支配人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第百十条第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を行つたとき。

二 第百十条の二第一項後段、第一百十二条第一項若しくは第二項、第一百二十条第一項、第一百三十八条の二第一項後段、第一百四十条第一項又は第二百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百十一条第一項の規定による認可を受けないで子会社対象金融機関等（同条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。以下この号において同じ。）を子会社（同条第一項に規定する子会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）としたとき（銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数（第二百四十九条第一項若しくは第二百五十条第一項に規定する子会社対象金融機関等に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第三項において準用する同条第一項の規定による認可を受けないで同法第十六条の二第一項各号に掲げる会社（子会社を除く。）にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

四 第百十二条第一項の規定に違反して、銀行（同項に規定する銀行をいう。）を子会社としたとき。

五 第百十九条第一項又は第二百四十七条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

六 第百二十一条第一項又は第二百五十条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

七 第百三十八条第一項の規定に違反して、認可を受けないで同項に規定する保険の種類以外の種類の保険の引受けを行つたとき。

八 第百三十八条第二項の規定に違反して、認可を受けないで同項に規定する方法以外の方法により資産の運用を行つたとき。

九 第百三十八条第三項の規定に違反して、認可を受けないで業務を行つたとき。

十 第百三十九条第一項の規定による認可を受けないで同条第九項に規定する子会社対象会社を子会社（同条第一項に規定する子会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）としたとき（保険業法第六条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあっては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数（第二百三十九条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第九項に規定する子会社対象会社を子会社としたとき、又は第二百三十九条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第六条第一項第十六号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて郵便保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

十一 第百三十九条第七項の規定に違反して、保険会社等（同項に規定する保険会社等をいう。）を子会社としたとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五百七十九条 の開始の日	のすべてにつき、同項に規定する期間	同項に規定する期間の開始の日		
第二十九条	第二十九条	第二十九条		
第三十七条第一項、第四十一条 条、第四十八条から第五十一 条まで、第九十七条及び第一 百七十九条第十四項の表第	第三十七条第一項、第四十一条 条、第四十八条から第五十一 条まで、第九十七条及び第一 百七十九条	第三十七条第一項、第四十一条 条、第四十八条から第五十一 条まで、第九十七条及び第一 百七十九条		
第五条第一項及び第三項	第五条第一項及び第三項	第五条第一項及び第三項		
第七条第二項	第七条第二項	第七条第二項		
第九条	第九条	第九条		
第二十六条	第二十六条	第二十六条		
第三十七条第一項、第四十一 条、第四十八条から第五十一 条まで、第九十七条及び第一 百七十九条	第三十七条第一項、第四十一 条、第四十八条から第五十一 条まで、第九十七条及び第一 百七十九条	第三十七条第一項、第四十一 条、第四十八条から第五十一 条まで、第九十七条及び第一 百七十九条		

二の改正規定並びに同法別表第一の改正規定（同表第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える部分、同表商品先物取引協会の項に係る部分、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分及び同表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）の項に係る部分を除く。）並びに次条並びに附則第八条、第一百六条、第一百十条及び第一百十二条から第一百十六条までの規定

（郵政民営化法の一一部改正に伴う経過措置）

第一百四条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財團法人であつて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財團法人として存続するもののうち、同法第一百六条第一項（同法第二百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第二百三十二条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の郵政民営化法第八十八条第一号イの規定を適用する。

二 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財團法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなかつたもの（前項の規定により当該内国法人とみなされるもの及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であつて、当該内国法人に該当しないことになつた際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなつた際）現にその郵政民営化法第十七条第一号に掲げる預金等（当該預金等に係る契約において預入期間の定めのあるものに限る。以下この項において「既契約の預金等」という。）の額の合計額が同号に規定する控除した額を超えているものについての同条の規定について、既契約の預金等に係る契約において定める預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の預金等に係る超過額は、同号に規定する合計額に算入しない。

（罰則に関する経過措置）

第一百九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の適用については、なお従前の例による。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二十条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（附 則 （平成二〇年六月一三日法律第六五号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

（政令への委任）

第四十一条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二一年六月二四日法律第五九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることが行われる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附 則 （平成二四年三月三一日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則 （平成二四年五月二五日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（附 則 （平成二四年五月二五日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則 （平成二四年五月二五日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則 （平成二四年五月二五日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社／第一

（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社／第一

(第七十三条・第七十四条) / 第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条・第七十八条) / 第七章 郵便局株式会社/」を「第六章 削除/第七章 日本郵便株式会社/」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号本の改正規定、同法第一百十条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十六条の五に係る部分を除く。)、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定(第十二号を削る部分を除く。)並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。)、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第一条及び第三条の改正規定、第五条(第二号に係る部分に限る。)の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。)、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の郵政民営化法の規定の適用については、同法第六十三条第一項中「第十三条第一項」とあるのは、「第十四条第一項」と、「第十四条第一項」とあるのは、「第十五条第一項」と、同条第二項中「第十三条第二項」とあるのは、「第十四条第二項」とする。

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 附 則 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

抄する 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 二の法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
(施行期日)

第一条中金融商品取引法第二百九十七条の二の次に一条を加える改正規定 同法第二百九十八条
第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第二百九十八条の三、第二百九十九条の六第二号、
第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第

(罰則に関する経過措置)
第一百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

四条中農業協同組合法第十一條の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一條の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八

おけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については
附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
(施行期日)

五十二条の二十二第四項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十二条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第二百三十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日
（罰則の適用に関する経過措置）
第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

-
- 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日
-